次の表は、刑事通常第一審事件のうち、被害者参加の申し出があった事件の被害者参加を許可された人員と、被害者から弁護士委託の届出があったうち、国選被害者参加弁護士への委託がされた人員数をまとめたものである。2018 年の被害者参加の申出人数は 1,490 人で、そのうち 1,485 人（占める割合 99.7%）の参加が許可されている。

資料2-2-5-4　国選被害者参加弁護士への委託人員数

罪名＼年	被害者参加を許可された人員数（人）						国選被害者参加弁護士への委託人員数（人）					
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2013	2014	2015	2016	2017	2018
殺人（殺人未遂）	112	101	155	130	94	150	67	55	73	80	44	89
傷害	121	106	128	137	126	114	57	51	70	68	65	70
傷害致死	90	41	68	92	48	67	41	27	34	48	36	43
強制わいせつ・強制性交・強制性交等 等	188	254	270	290	320	329	140	177	179	213	238	262
監護者わいせつ・監護者性交等 等	―	―	―	―	1	15	―	―	―	―	1	14
危険運転致死傷	50	34	17	5	0	0	13	9	6	0	0	0
業務上過失致死傷	175	45	56	26	29	18	0	4	1	8	11	0
重過失致死傷	3	6	2	4	5	3	0	0	0	1	0	0
自動車運転過失致死傷	432	467	168	29	10	4	60	66	20	5	1	0
逮捕・監禁等	10	5	4	7	16	16	3	0	4	4	8	10
略取・誘拐等	2	9	16	2	14	8	2	1	14	2	7	4
強盗致死傷・強盗・強制性交等 等	57	74	62	54	56	28	18	51	44	30	31	14
その他刑法犯	7	12	30	18	27	28	3	8	19	10	21	20
道路交通法違反	48	43	34	44	47	49	5	9	8	11	14	11
自転車運転死傷処罰法違反	―	26	357	559	585	652	―	2	60	98	75	110
その他特別法犯	2	4	10	3	2	4	1	2	1	2	1	2
合　計	1,297	1,227	1,377	1,400	1,380	1,485	410	462	533	580	553	649

【注】数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員－罪名別被害者等の人員別－全（地方・簡易）裁判所」によるもの。

❷ 損害賠償命令申立て

刑事裁判で一定の対象犯罪について有罪判決が言い渡された後に、判決を言い渡した刑事裁判所がそのまま損害賠償命令の申立についての審理を行うことができる損害賠償命令制度が、2008 年 12 月 1 日以降に起訴された事件から適用されている。

資料2-2-5-5　刑事損害賠償命令事件の新受件数の推移（地方裁判所）

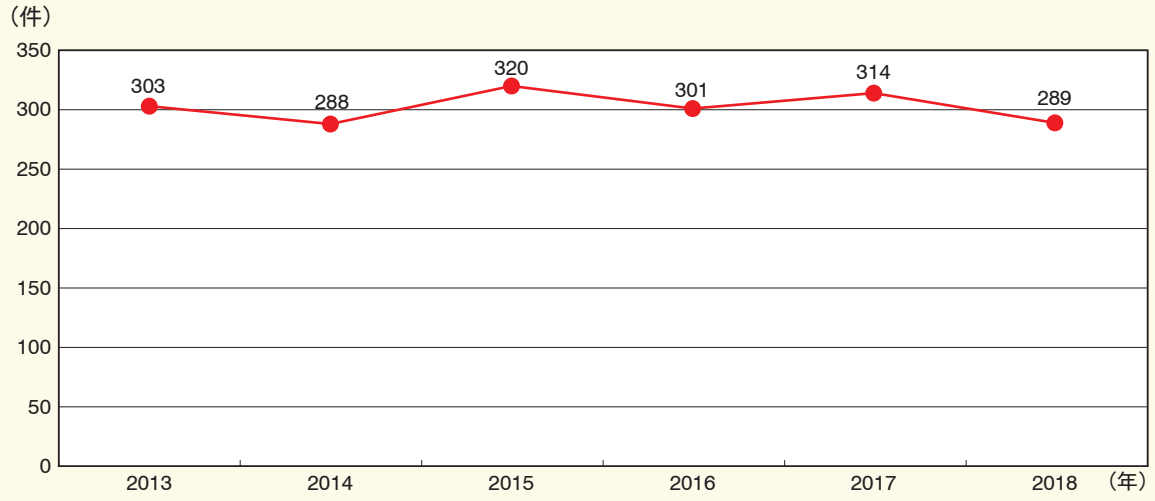

【注】数値は、『司法統計年報（刑事編）』「刑事事件等の種類別受理、既済、未済人員－地方裁判所」によるもの。

資料2-2-5-6　刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数（地方裁判所）

区分／年	総数	許容（決定書）	許容（口頭告知）	棄却（決定書）	棄却（口頭告知）	却下（法27条1項1号）	却下（法27条1項3号）	終了（法38条1項）	終了（法38条2項1号）	終了（法38条2項2号）	決定・その他	和解	認諾	取下げ	その他
2012	246	123	7	―	―	2	2	23	1	6	―	43	13	25	1
2013	312	149	2	1	1	1	5	32	―	9	―	62	11	37	2
2014	264	114	4	―	―	―	2	37	1	4	2	57	14	28	1
2015	307	123	4	2	―	―	1	37	―	5	―	77	15	40	3
2016	306	98	1	―	―	―	7	37	―	6	―	107	11	39	―
2017	295	138	4	1	―	―	1	30	―	6	―	85	9	20	1

【注】1.『法曹時報 第71巻第2号』「平成29年における刑事事件の概況」によるもの。
2.「法」とは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」をいう。
3.「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。
4.「その他」は、法25条（平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む）により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。
5.「却下（法27条1項1号）」は、損害賠償命令の申立てが不適法な場合である。
「却下（法27条1項3号）」は、刑事被告事件について無罪、公訴棄却の判決がなされた場合などである。
「終了（法38条1項）」は、審理に日時を要するため4回以内の審理期日で終結することが困難であると認められた場合である。
「終了（法38条2項1号）」は、刑事被告事件の判決等までに、申立人から、申立にかかる請求を民事訴訟手続で行うことを求めた場合である。
「終了（法38条2項2号）」は、損害賠償命令申立についての裁判の告知までに、当事者から民事訴訟手続で行うことを求め相手方が同意した場合である。
また、これらはそれぞれ平成25年法律第33号による改正前の法により終局したものを含む。